

平成25年度補正

医療国際展開加速化促進事業（委託）

公 募 要 領

平成26年3月

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

平成25年度補正「医療国際展開加速化促進事業（委託）」

公募要領

目 次

はじめに	1
I. 委託事業の概要	2
1. 委託事業の目的	
2. 委託事業の事業主体	
3. 委託事業の対象範囲	
4. 委託事業の実施期間	
5. 応募から事業開始までの流れ	
II. 応募資格	7
1. コンソーシアム形式の要件	
III. 応募手続	13
1. 応募者	
2. 応募書類と提出部数	
3. 公募期間、応募書類の提出先	
4. 公募説明会の開催	
IV. 審査・選定	16
1. 審査の方法および手順	
2. 審査基準	
3. 採択された場合の留意点	
V. 契約	19
1. 委託契約の締結、委託費の支払い	
2. 委託費の内容	
3. 経費支出の注意	
4. 知的所有権の帰属	
5. 事業者の義務	
VI. その他	22
・ 問い合わせ先	
・ 質問状	

はじめに

政府の日本再興戦略では、2020年までに新興国を中心に日本の医療拠点10か所程度の創設、2030年までに5兆円の市場獲得を目標としています。さらに政府としては、日本方式の医療・保険制度、医療の技術標準の新興国での採用促進（例えば、2015年のASEAN経済統合における医療制度構築支援等）も目指しています。

一般社団法人Medical Excellence JAPAN（以下「MEJ」という。）は、平成25年4月の設立以来、官民一体となって日本の医療技術・サービスの国際展開を推進しています。政府の目標を達成すべく、健康・医療戦略推進本部の下に設置されたタスクフォースにおける「今後の医療の国際展開に関する合意」の中で、医療の国際展開の中核組織として位置付けられ、日本の医療界の支援による日本式医療センターの構築・運営支援、人材育成等を行っていきます。

一方、医療を巡る国際競争は日増しに激化しています。欧米および韓国をはじめとした国々によっても医療機器・サービスの国際展開が急速に進められており、日本が医療圏として目指す地域においても欧米および韓国の後塵を拝する場面も出始めているため、これまでの取り組みの成果を迅速に事業化に結びつける必要があります。

日本の医療に対する期待があり、日本にとっての医療圏として目指す地域は、①極東ロシア、②東南アジア、③中東、④中央アジア、⑤ヨーロッパロシア、⑥南米、⑦中国、⑧インド、⑨アフリカです。日本と相手地域の医療界が深くつながることで、医療人材の育成、医療・保険制度の構築、医療関連ファイナンスの導入、医療機関の整備と機器提供、周辺インフラ・街づくりなど様々な事業の展開が期待されます。

相手地域に理解されやすく、取り組みやすいスキームは日本式病院等の設立であり、医療圏拡大の橋頭堡として、いくつかの医療機関等の設立案件を推進することが重要です。実際に、事業を開始・組成中・検討中の医療機関設置プロジェクトは多数あり、その案件の中から戦略的に推進すべき案件を選定することができる状況にあります。

このような背景から、MEJは平成25年度補正「医療国際展開加速化促進事業（委託）」（以下「本委託事業」という。）を実施することといたしました。

なおMEJは、本委託事業の実施に関して経済産業省の委託を受けており、本委託事業全体の運営に係る事務、採択された事業者（コンソーシアム）との委託契約など、事業全体の運営を統括いたします。

I. 委託事業の概要

1. 委託事業の目的

本委託事業では、医療機器・サービス等の積極的な海外展開を検討している医療機関や民間事業者から日本式医療の海外拠点化について幅広く提案を募り、国の「委託事業」として支援を行うことで、日本の医療サービスの国際展開の加速化を目指します。

2. 委託事業の事業主体

本委託事業は、原則として法人格を有する民間事業者または団体により実施します。事業主体は、コンソーシアム（本委託事業におけるコンソーシアムの定義等については、後述のII.1.(1)を参照のこと。）を形成する事業者とします。

3. 委託事業の対象範囲

(1) 応募対象となる事業

本委託事業の目的に鑑み、日本医療の海外拠点化を図る事業を応募対象とします。事業を行う対象国・地域は以下を含むことを想定しています。ただし、より実効性が高い提案がある場合はこの限りではありません。

- ① 極東ロシア、②東南アジア、③中東、④中央アジア、⑤ヨーロッパロシア、⑥南米、⑦中国、⑧インド、⑨アフリカ

なお、特定の医療機器や医薬品の販売、輸出だけを目的とした事業およびそのための市場調査は応募の対象となりませんので、ご注意ください。

(2) 委託形態と委託規模

① 医療機関や医療関連事業者等による現地実証調査事業

海外展開先において、我が国の医療機関や医師、看護師等が日本式医療サービスを提供したり、あるいは現地医療関係者に対して我が国の医療機器や情報システムを活用したトレーニングサービス等を提供したりしながら、料金設定や収支計画の策定および事業評価、持続的なビジネスモデルの検討等の日本式医療の拠点化に向けた実証調査を実施します。併せて、医療サービス等を現地で提供する際の制度上の課題（例：医療機器や医薬品の流通・輸入制度や許認可、現地法人設立の手続き、現地医療従事者を雇用する際の労務上の問題点等）の整理および現地当局者との調整等を実施します。

事業は原則として、将来的に事業主体となることが想定される事業体を代表団体とするコンソーシアムが実施するものとします。

本委託事業は、6件程度を予定しています。金額については、事業計画と予算額の内容を精査の上、決定します。

<留意事項>

施設整備や設備購入は、委託事業の範囲に含みません。

4. 委託事業の実施期間

本委託事業の実施期間は、補正予算の性質上、原則として平成 26 年 3 月末までとします。ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合には、その理由について報告を行っていただくことにより、正当と認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことが出来る場合があります。

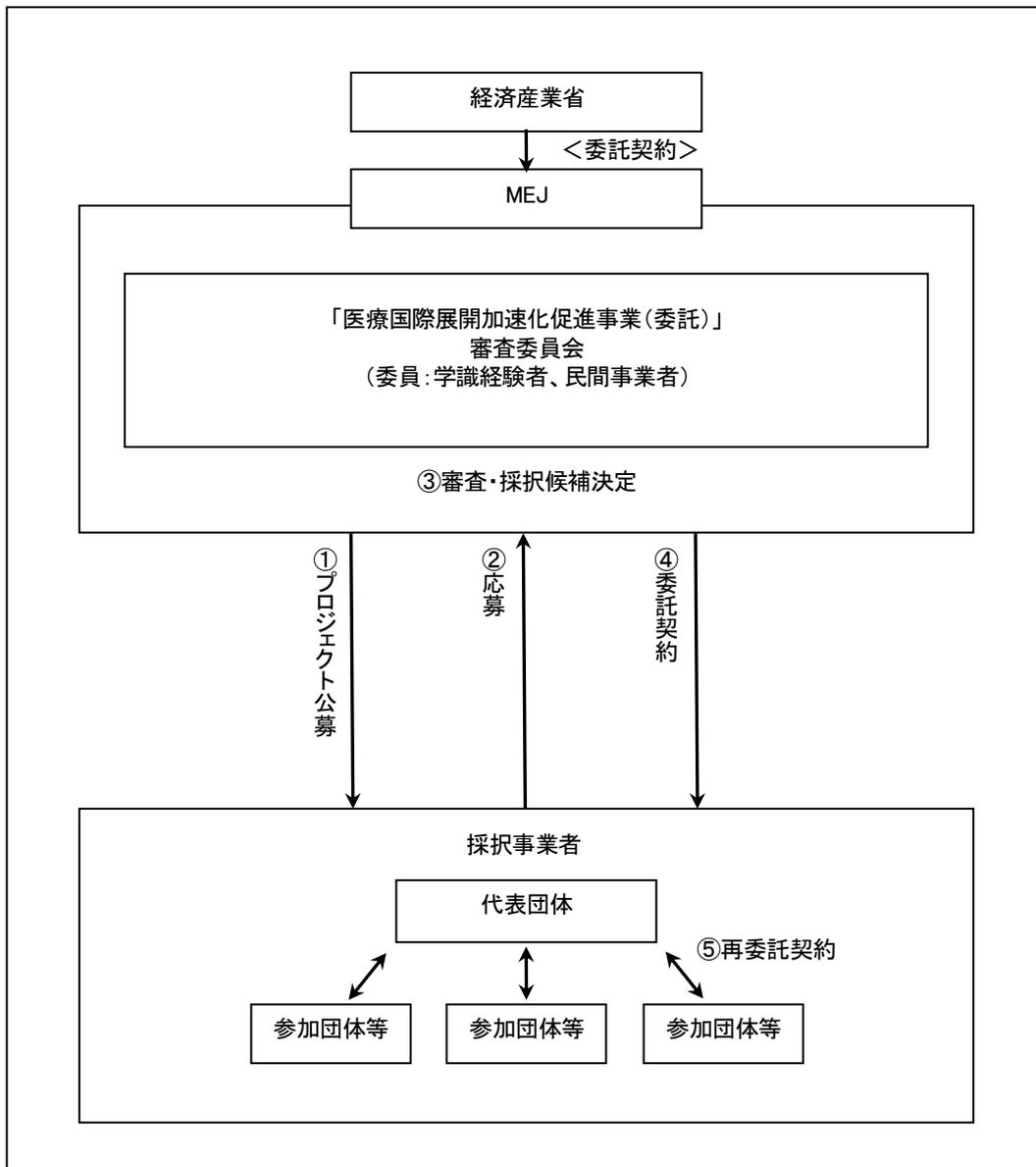
なお、審査の結果、採択条件として事業期間の短縮が求められた場合には、経済産業省ならびに MEJ と申請者との間で事業期間の変更について協議します。

また、本委託事業に係る経費のうち、計上できる経費は、委託事業の契約締結日以降、委託事業完了日までに支出が発生するものが対象となります。ただし、代表団体から参加団体等への事業再委託期間は、代表団体による参加団体等の再委託金額確定検査期間に配慮し、最長でも委託事業完了日の 1 週間前までの期間としていただきます。

5. 応募から事業開始までの流れ

応募から事業開始までの流れは、以下のとおりです。なお、応募・採択状況によっては再度公募を行う可能性があります。

- ・平成26年3月4日：プロジェクト公募（下図①）
- ・平成26年3月5日～3月24日：応募（下図②）
- ・平成26年3月25日～3月末日：審査・採択候補決定、委託契約（下図③、④）、事業開始



Ⅱ. 応募資格

コンソーシアム形式にて応募ください。

1. コンソーシアム形式の要件

(1) コンソーシアムの定義

本委託事業の「コンソーシアム」とは、コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という。）および代表団体と本委託事業に係る再委託契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない。）を結ぶ者（以下「参加団体等」という。）を一体として指すこととします。すなわち、代表団体と本委託事業に係る再委託契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含めないこととします。

代表団体は、法人格を有する民間事業者または団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等は代表団体にはなれないものとします。ただし、有限責任事業組合（LLP）は代表団体になることが可能です。

代表団体は、採択決定の後に、MEJ と委託契約を締結します。本委託契約締結後のコンソーシアム内の経理実務については、代表団体が責任を持って管理することとなります。

代表団体は、参加団体等と再委託契約を結ぶこととなります。公益法人が代表団体になる場合は、委託費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託（業務請負契約や外注契約等も含む）することはできません。

本委託事業では、委託費の5割以上をコンソーシアム内の経費として使うこととします。また、計上できる経費は、コンソーシアム内で支出した実費のみが対象となりますので、利益の計上はできません。

(2) コンソーシアムの構成要件

応募は、以下の要件を満たしたコンソーシアムのみが行えることとします。

- ① コンソーシアムは、以下の（3）に示す代表団体および参加団体等によって構成されるものとする。
- ② コンソーシアムは、法人格を有する民間事業者または団体を複数含む構成とします。
- ③ MEJでは、本委託事業においてコンソーシアムをひとつの組織体として認識します。従って、MEJからの連絡・指示・依頼・質問等に対する対応は、コンソーシアム構成員全員の責任において共有してください。

(3) コンソーシアムの構成員に関する資格要件

① 代表団体

代表団体は、自ら本委託事業の一部を実施するとともに本委託事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整を行うとともに、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、MEJ との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、代表団体には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

(代表団体の資格要件)

- (i) MEJ および参加団体等との委託契約を締結できること(注)。ただし、特定業界の主要企業を会員として構成する業界団体が代表団体となる場合のみ、参加団体(会員構成企業)との委託契約は必須ではありません。
- (ii) 代表団体として業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- (iii) 本委託事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (iv) 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)および事務管理責任者を代表団体に任命していること。

(注) 代表団体と参加団体等とが締結する委託契約は、MEJ との委託契約に準拠していただきます。

② 参加団体等

参加団体等は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、事業を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体等には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

(参加団体の資格要件)

- (i) 代表団体との委託契約を締結できること。
- (ii) 事業に主体的に取り組む人員がいること。

(注) 代表団体と委託契約を締結するすべての参加団体等は、委託契約期間内に代表団体による委託金額確定検査に応じる必要があります。

(留意事項)

申請書に参加団体として記載した団体等が、委託契約締結時点で参加団体等から除かれることは原則認められません。

③ 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、事業の計画立案、実施および成果管理を総括する自然人で、代表団体に所属する者としてします。

副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じてその代理を務める自然人で、参加団体等に属する者としてします(代表団体以外)。

総括事業代表者および副総括事業代表者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

- (i) 本委託事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 本委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) MEJからの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) コンソーシアム構成員に対して、MEJからの連絡事項を周知徹底することができること。

④ 事務管理責任者

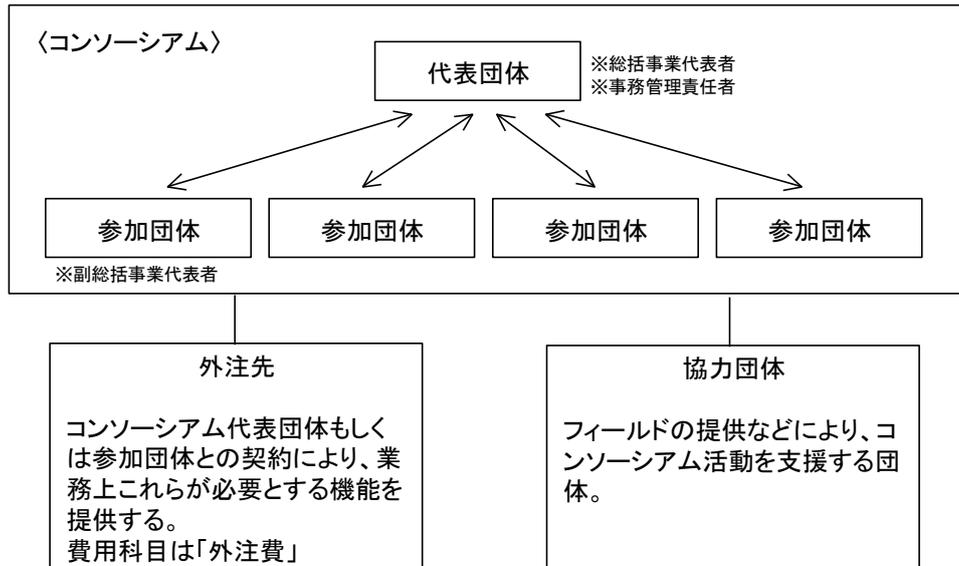
事務管理責任者は、委託事業の契約、経費管理および手続きを総括する自然人で、代表団体に所属する者としてします。

事務管理責任者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

- (i) 本委託事業に関して高い管理能力を有し、事業の事務管理について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 本委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) MEJからの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること。

(参考) コンソーシアムにおける代表団体、参加団体等、外注先、協力団体の関係



(4) その他

① 重複応募・重複事業参画の制限

同一の内容で、既に経済産業省または他省庁等の補助事業または委託事業等による採択を受けている場合、または採択が決定している場合は、応募できません。また、経済産業省または他省庁に係る類似性の高い事業を実施中または予定している場合について、提案するプロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外されます。なお、委託契約締結後に判明した場合には、委託契約を取り消すことがあります。

② 不適正経理に伴う応募資格の停止

本委託事業において、不適正経理等を行ったために、委託費の全部または一部を返還させられた代表団体および参加団体等については、一定期間、経済産業省の補助事業および委託事業等への参画が認められないことがあります。

Ⅲ. 応募手続

1. 応募者

応募は、MEJ との委託契約を締結できる事業者（代表団体）の長が行って下さい。また、応募に際しては、事業者の長の押印が必要です。

2. 応募書類と提出部数

応募書類は作成要領に従って作成し、以下の必要部数を一つの封筒等にまとめて提出してください。

応募書類の提出部数については、以下に示す、①の公募申請書（様式1）から⑧の参加団体等の概要（様式8）までをセットしたもの7部（ただし財務諸表は別添としてください）、および⑨の申請受理票（様式9）1部、またそれらの電子ファイルと⑩返信用封筒1枚を併せて提出してください。ただし、④の代表団体（または単独団体）の概要は代表団体の分のみ提出してください。

①から⑧の書類以外の補足資料、パンフレット等は提出を禁止します。

- ①公募申請書（様式1） <7部>
- ②公募提案書（様式2） <7部>
- ③予算額書（様式3） <7部>
- ④代表団体の概要（様式4）（注1）
および過去3年分の財務諸表（注2） <7部>
- ⑤コンソーシアム概要（様式5）（注3） <7部>
- ⑥リーダー・サブリーダー経歴書（様式6） <7部>
- ⑦事務管理責任者経歴書（様式7） <7部>
- ⑧参加団体等の概要（様式8） <7部>
※以上①～⑧の各文書を収めた電子媒体 <1部>

⑨申請受理票（様式9） <1枚>

⑩返信用封筒 <1枚>

返信用封筒は定形とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手（80円）を貼付してください。

（注1）新設事業者であって、過去3年分の財務諸表がない場合、直近から最大期間あるものの提出で良いものとする。

提出された応募書類は本委託事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

上記の①から⑧の各書類およびその電子ファイルは、ワープロソフト（Microsoft Wordを推奨）による日本語で記入し、A4版で、通しページを下段中央に付して下さい。また、応募書類の様式は、以下のMEJのホームページからダウンロードできますので、ご利用下さい。
<https://www.medical-excellence-japan.org/jp/kasokuka/publicoffering.php>

3. 公募期間、応募書類の提出先

公募期間：公募開始 平成26年3月4日（火）
公募締切 平成26年3月24日（月）12時※必着
（受付は郵送もしくは宅配便のみ。）

応募書類の提出先：

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
「医療国際展開加速化促進事業」事務局
〒102-0082 東京都千代田区一番町13番地 一番町法眼坂ビル3階
TEL：03-6261-3971（山田・大山）

- ・ 応募書類は、郵送もしくは宅配便によりMEJに提出してください（公募締切日時までに必着のこと）。
- ・ 応募書類の持参、FAX および電子メールによる提出は受け付けません。また、公募締切日時を経過した後に届いた申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、別添「公募申請書類の作成要領」を熟読の上、注意して記入してください。申請書の様式は変更しないでください。

（その他の留意事項）

- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・ 公募締切から採択候補決定までの期間は、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、総括事業代表者に確実に連絡が取れるようにしてください。
- ・ 採択結果はMEJより通知しますので、通知以前に採択結果に関する問い合わせをしないようにしてください。

4. 公募説明会の開催

本委託事業の内容、手続きについては、以下のとおり説明会を実施いたします。
参加は電子メールでの事前申し込み制とし、1件の申し込みにつき2名を上限とし、先着順に受け付けます。なお、会場の都合上、定員になり次第申込み受付を終了させていただきます。

○開催概要

日時：平成26年3月10日（月） 受付15:15 開始15:30
（終了予定17:30）

場所：ホスピタルプラザビル 3階会議室
東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル

定員：100名（先着順）

※当日は、名刺を1枚、ご持参ください。

<公募説明会申し込み>

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
「医療国際展開加速化促進事業」事務局

E-mail: h25-kasokuka@me-jp.org

申し込み期限 平成26年3月7日（金）12:00

出席の方それぞれについて下記を明記の上、上記メールアドレスまで送信ください。

<参加者1>

- ・ 所属団体名1
- ・ 氏名1
- ・ メールアドレス1
- ・ 電話番号1

<参加者2>

- ・ 所属団体名2
- ・ 氏名2
- ・ メールアドレス2
- ・ 電話番号2

IV. 審査・選定

1. 審査の方法および手順

学識経験者等からなる「医療国際展開加速化促進事業（委託）審査委員会」（以下、審査委員会という。）を設置し、当該委員会において書類審査を実施し、採択候補を決定します。また、必要に応じて、ヒアリング審査を実施することがあります。

（1）審査プロセス

①書類審査

審査委員会において書類審査を行い、採択候補を決定いたします。

②ヒアリング審査（追加審査）

必要に応じて、審査委員会によるヒアリング審査を東京にて実施します。ヒアリング審査の対象となる案件については、直接、当該申請者に通知します。

ヒアリング審査は下記の予定で開催することを予定しており、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）もしくはその代理の方の参加を必須とします。

※日程および場所の詳細は決まり次第、ご連絡致します。

日程：平成26年3月下旬

場所：MEJ会議室

（2）審査にあたっての留意点

- ・「公募申請書類作成の作成要領」を参照下さい。
- ・審査を行う審査委員会および審査委員については、非公開とします。
- ・審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を依頼することがあります。

審査結果については、採択候補の決定後、速やかに採択候補を公表するとともに、直接、当該申請者にもお知らせします。

2. 審査基準

審査の基準は、以下のとおりです。

- (1) 本公募事業の目的との整合性に係る評価（様式2—A）
 - ①本公募事業での取り組みの背景（現地制度や基礎情報の把握）と目的が明確になっているか。
（進出先（国、地域）の選定理由等も含む）
 - ②政策目的や本公募事業の目的（P2参照）と提案内容は合致しているか。
- (2) 事業化イメージの評価（様式2—B）
 - ①事業スキームが明確かつ具体的に記載されているか。
 - ②事業化計画の詳細（3年程度の収支計画・資金調達の方法・スケジュール・現地パートナー候補および連携状況等）が明確かつ具体的に記載されているか。
- (3) 本公募事業の内容の評価（様式2—C）
 - ①本公募事業での具体的な取り組み内容が実効性のあるものか。
 - ②本公募事業のスケジュールは明確になっているか。
 - ③本公募事業の成果物のイメージが具体的か。
- (4) 本公募事業に期待される効果に係る評価（様式2—D）
 - ①本公募事業を通じて得られると期待される成果は、医療国際展開加速化促進に貢献するものとなっているか。
 - ②本公募事業によって得られると期待される効果・規模に見合う申請金額となっているか。
- (5) 事業の実現性に係る評価（様式2—E）
 - ①本公募事業の実施に適した体制が組み立てられているか。
 - ②参加団体等の役割、取り組み内容が明確に記載されているか。
 - ③財務・事務管理能力、その他事業を実施する能力があるか。
 - ④本公募事業を円滑に実施するための強みが記載されているか。
—実績、ノウハウ、人的ネットワーク等々

3. 採択された場合の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択された事業者（採択されたコンソーシアム（以下、「採択事業者」という。）に対して、改めて説明を行いますが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・各採択事業者は、事業期間中、MEJの求めに応じて、進捗報告を行います。
- ・各採択事業者は、事業期間中、事業の進捗や事業成果等の状況について報告を行います。
- ・各採択事業者には、委託事業の成果を取りまとめた成果報告書をご提出いただきます。
なお、提出期限は委託事業完了日までとします。

- ・各採択事業者には、実施した委託事業の概要および委託事業に要した経費を取りまとめた実績報告書をご提出いただきます。なお、提出期限は委託事業完了日の1週間後までとします。

V. 契約

1. 委託契約の締結・委託費の支払い

- ・採択候補となった事業については、事業者（代表団体）がMEJと速やかに委託契約を締結することとします。事業者には契約に必要な書類を速やかにMEJに提出していただくこととなります。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（再委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご留意ください。また、委託契約締結に向けた調整の結果、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- ・委託費は、委託契約に係る契約書および実施計画書に定められた用途以外には使用できません。
- ・委託費の支払いについては、原則、事業完了後の精算払いとなります。
- ・代表団体は、採択の後、速やかにMEJと委託契約を締結します。その後、代表団体は、参加団体等と委託契約を結ぶこととなります。
- ・公益法人が代表団体になる場合は、委託費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託（業務請負契約や外注契約等も含む）することはできません。
- ・代表団体は、委託契約を締結するすべての参加団体等に対して委託金額確定検査を実施する必要があります。
- ・委託契約の締結・委託費の支払いについては、別添「委託契約書案」と「委託事業事務処理マニュアル」を参照ください。

2. 委託費の内容

- ・委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関または特定の者（本委託事業ではコンソーシアム）に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。本委託事業における委託費とは、「医療国際展開加速化促進事業（委託）」という国の事業を、委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価としてコンソーシアムに対して支払われるものを指します。したがって、本委託事業を実施したことに対する利益の計上は認められません。
- ・代表団体は人件費、事業費、参加団体等に対する再委託費、一般管理費を、参加団体等は代表団体からの再委託費として人件費、事業費、一般管理費を、それぞれ計上できます。
- ・外注費は委託費総額の5割未満とします。
- ・計上可能な経費区分は次表のとおりです。

本委託事業において計上可能な経費区分

区分	経費区分	内容
人件費	人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
事業費	旅費	事業を行うために必要な国内出張および海外出張に係る経費
	会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 (会場借料、機材借料および茶菓料(お茶代)等)
	謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
	借料および損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	外注費	受託者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費(請負契約)
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例 - 通信運搬費(郵便料、運送代) - 翻訳通訳、速記費用 - 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
再委託費	再委託費	発注者との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる(委任または準委任する)ために必要な経費
一般管理費	一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

3. 経費支出の注意

上記2. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

(1) 人件費

- ・ 地方公共団体は計上できません。
- ・ 無報酬の役職員、所属員は原則として計上できません。

(2) 謝金

- ・ 採択事業者内部の有識者への支出は認められません。

(3) 機器等

- ・ 本委託事業において使用する機器等(20万円以下のものも含む)は、本委託事業期間内でリースまたはレンタルすることは認めますが、購入は認められません。

(4) 消費税

- ・ 委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらかに該当するか確認させて

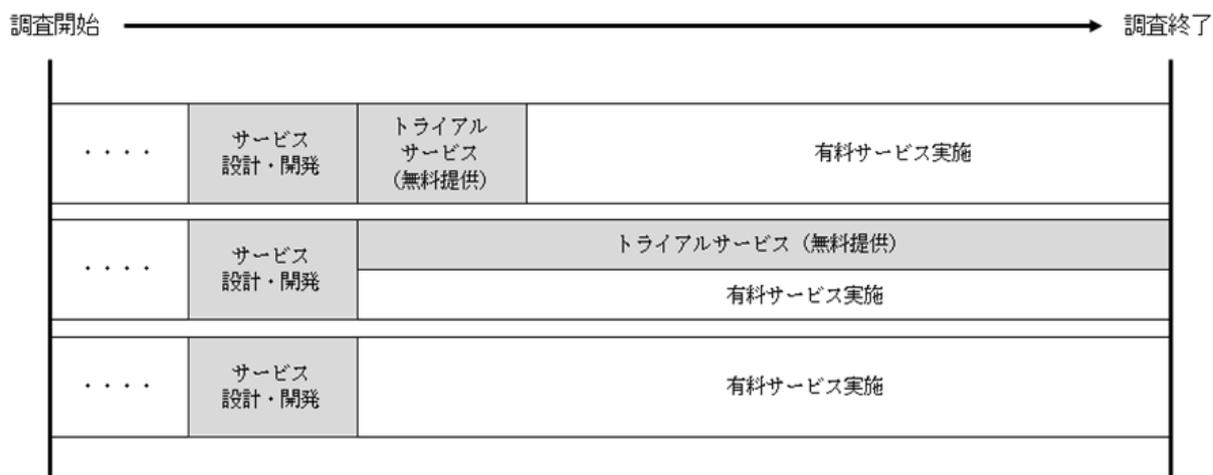
いただきます。

(5) 有料サービス提供における人件費・事業費等

- ・有料にてサービスを利用者に提供する場合、事業期間中のサービス提供に係る費用については委託費用に計上できません。
- ・有料でのサービス提供に係る費用は本委託事業における経費の対象外となります。ただし、本委託事業の目的に鑑み、サービス提供における収支や利用者数等の結果については、報告していただきます。
- ・有料サービスを提供する場合、サービス設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス提供前のトライアルサービス提供、有料サービス実施中の本調査に係るアンケート実施等を行う際に必要となる人件費・事業費等については、本委託事業における経費の範囲内となります。

有料によるサービス提供のパターン (例)

 : 本委託事業費に計上できる経費



注：有料サービス実施における効果検証(利用者アンケート実施、課題抽出のための調査)等に係る人件費・事業費は委託費内で計上可能です。

4. 知的所有権の帰属

本委託事業を実施することにより特許権等の知的所有権が発生した場合、その知的所有権の帰属先は、以下の3つの条件を遵守していただくことを条件に、事業者（代表団体）とすることができます。また、代表団体と参加団体等との再委託に係る知的所有権の帰属先も、同様の条件により参加団体等とすることができます。詳細については、委託契約時にお問い合わせください。

- (1) 本委託事業に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、その旨をMEJを通じて国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的所有権を実施する権利をMEJを通じて国に許諾すること。

- (3) 当該知的所有権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由が認められない場合に、国が特に必要があるとして求めるときは、当該知的所有権を実施する権利を第三者へ実施許諾すること。

5. 事業者の義務

- (1) 事業者は、本委託事業の経費についての帳簿および全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、本委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、MEJ から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 本委託事業の実施状況の調査等のために必要と認めるときは、MEJ は事業者に報告を求め、またはMEJの職員が本委託事業に関する帳簿等の調査を行います。事業者はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) MEJ は、事業者が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部または一部を、期限を定めて返還させることができます。

VI. その他

* 本公募要領に関する問い合わせは、別紙の質問状に必要事項を記載の上、電子メールか FAX でご送付ください。

なお、問い合わせ締切りは、平成26年3月18日（火）17：00※必着といたします。

<問い合わせ先>

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
「医療国際展開加速化促進事業」事務局 委託事業担当

メールアドレス：h25-kasokuka@me-jp.org

FAX番号：03-6261-3970

* 個人情報の取得について

本公募申請に関する個人情報は、MEJ と経済産業省が共同で利用いたします。本公募申請に関する個人情報は、「平成25年度補正医療国際展開加速化促進事業」の運営支援・調査業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

また、MEJでは、下記の「個人情報保護方針」に則って個人情報を管理しております。

個人情報保護方針：<http://www.medical-excellence-japan.org/jp/policy.html>

以上

質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
質問者			
質問に関連する文章名および頁			
質問内容			